

いじめ防止対策基本方針

はじめに

この方針は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）を受け、策定する。

目的

いじめは、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。そのため、いじめを防止し児童等の尊厳を守ることを目的とする。

いじめの定義

児童生徒に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。

基本理念

- 1 いじめは、全ての児童等に関係する問題であることを鑑み、学校の内外を問わずいじめが行われないようにすること。
- 2 全ての児童等がいじめを行わず、他の児童等に対して行われているいじめを認識しながら放置することがないようにすること。
- 3 いじめが児童等の心身に及ぼす影響などの理解を深めること。
- 4 いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であること。
- 5 学校のみならず、国・地方公共団体・地域住民・家庭・その他の関係者等との連携のもとで対策を行うこと。

学校(教職員)の責務

基本理念にのっとり、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組み、在籍児童にわづかでも兆候が見られたときには、適切かつ迅速に対処する責務を有する。

保護者の責務

- 1 保護者は子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことがないように、当該児童等に対し規範意識を養うための指導に努めるものとする。
- 2 保護者は国・地方公共団体・学校設置者およびその設置する学校が講ずるいじめ防止等の措置に協力するよう努めるものとする。

具体的方策

「いじめは人間として絶対に許されない」との意識を、学校の教育活動全体を通じて、児童一人一人に徹底する。

- 1 いじめの予防・早期発見・早期解決に向けた方策
 - (1) 年間指導計画を基にした組織的・計画的な指導
 - ① 「豊かな心」育成年間指導計画に従い、全校で統一した指導を行うことにより、いじめは絶対に許されない行為であることを理解させ、いじめを行わない心情を養う。

- ② 生活指導部を中心として、指導内容を全職員に示し、全校朝会等で全児童にいじめの未然防止につながる指導を行う。
- ③ 長期休業明けの全校朝会（4，9，1月）で、いじめを防ぐための全体指導をする。そこでは、いじめは絶対許されないこと、困ったら教師や周りの大人に相談すること、嫌な気持ちを残したまま家に帰らないことなどを指導する。

(2) 児童理解の場の設定

- ① 児童情報交換会を行い、いじめの対象になりやすい児童を共通理解する。また、特設委員会や職員終会で、児童の諸問題を報告する場を設定し、適宜児童の情報交換を行う。
- ② 学校評価アンケートと学校生活アンケートを年2回ずつ行い、いじめの早期発見に努める。アンケート結果を職員2名以上でチェックし、いじめ事案を担当だけで対応しないようにする。いじめ事案を確認したら、管理職・生活指導主任に報告、相談する。そして、情報を全校で共有し、いじめに対応する。

(3) インターネットによるいじめの防止策

児童の携帯電話やインターネットに接続可能な機器等の利用状況を調査し、適切な利用について児童・保護者に啓発活動を行い、情報モラル教育の充実に努める。

(4) 地域・保護者との連携

- ① 連絡帳や個別懇談等、保護者から寄せられた情報に対しては、丁寧に対応し連携に努める。また、地域をあげて児童を守り育てるために、学校や家庭、児童の健全育成にかかわる関係諸団体や機関と連携し、情報交換と行動連携に努める。
- ② 入学説明会やPTA総会などで、学校全体でいじめに対しての取組を説明し、保護者の理解と協力を得られるようにする。
- ③ 学校の取組を生徒指導だよりやホームページなどで発信し、地域や保護者に協力と理解を求める。

2 いじめ発生時の迅速な対応

(1) いじめ対策委員会の設置と的確な指導

いじめの疑いが認められた場合、即時にいじめ対応ミーティングを行い、概要把握と対応を実行する。重要度が中、高の場合は、いじめ対策委員会を設置し、迅速かつ丁寧な指導を行う。指導後、問題が解決したかを判断するために経過観察を行い、確実な終結を図る。

なお、対策委員会は校長を委員長とし、生活指導主任を主任とする。構成委員は、対策委員長と主任の指示の下、必要な職員がこれに当たる。

(2) 保護者との連携

いじめを受けた児童及びいじめを行った児童の保護者に対し、迅速かつ丁寧に事実を伝え、いじめの概要について周知を図る。その後、いじめを受けた児童の保護者に対しては必要な支援をしたり、いじめを行った児童の保護者に対しては、当該児童に対し規範意識を養うための指導を行うよう助言をしたりする。

(3) 外部機関との連携

いじめの中で犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものに対しては、警察と連携した対応を行う。また、いじめによりカウンセリング等が必要となった場合は、外部の専門機関と連携し、速やかに適切な処置を行う。